

「自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

○銀行 1 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行 1 柱告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第 2 条の 2 第 4 項第 1、2 号 第 14 条の 2 第 4 項第 1、2 号	カウンター・シクリカル・バッファ比率に関する規定（例えば別紙 1 の第 2 条の 2 など）で「デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額」という記載があるが、ここはリスク・アセットの額であると思われるため、「デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」という記載の方が正確ではないか。	ご指摘を踏まえて、条文を修正しました。
2		本件に限らず告示を改正する際にはその都度溶け込み後の全文を公表していただきたい。 現在、バーゼル 3 最終化の告示改正が新旧対照表のみでしか公表されていないが、今回の改正も新旧対照表のみでしか公表されないと、自己資本比率算出に当たり多くの新旧対照表を参照する必要性が生じ、実務面で負担となる。	貴重なご意見として承ります。今後、溶け込み後の全文の公表に向けて、準備を進めてまいります。